日 時 令和元年6月6日(木曜日)

開 会 6月6日 午前9時00分

次 第

- 1. 開会
- 2. 委員長挨拶
- 3. 審查·協議事項
- ◆第86回宍粟市議会定例会付託案件審査
 - ・第55号議案 平成30年度宍粟市一般会計補正予算(第9号)の専決処分(専決 第8号)の関係部分
 - ・第59号議案 令和元年度宍粟市一般会計補正予算 (第1号) の関係部分
- ◆第86回宍粟市議会定例会付託案件に関する意見及び賛否確認
- 4. 閉会

出席委員

委 員 長 浅 田 雅 昭 副委員長 宮元裕祐 委 員 西本 諭 委 員 今 井 和 夫 大 畑 利 実 友 明 IJ 勉 IJ 林 IJ 克 治

出席説明員

(企画総務部)

企 画 総 務 部 長 坂 企画総務部次長水口浩 根 雅 彦 也 地域創生課長西 企画総務部次長 砂 町 隆 之 嶋 義 美 井 洋 子 財 務 課 長 堀 総 務 課 長 安 秀 亘 秘書広報課長岩蕗貴裕 秘書広報課係長植田真 理 (まちづくり推進部)

まちづくり推進部長 津 村 裕 まちづくり推進部次長 大 敦 子 田 市民協働課長 小 秀 河 義 市民協働課室長 石 垣 統 久 市民協働課係長 和 也 田

まちづくり推進部次長 樽 本 勝 弘 まちづくり推進部次長兼消防防災課長 村 司 純 人権推進課長 博 西 田 征 消防防災課副課長 石 戸 寿 明

(産業部・農業委員会)

産 業 部 長 名 畑 浩 仁 産業部次長 路 田 産業部次長兼農業振興課長 本 健 吾 谷 ひと・はたらく課長 西 畄 公 敬 農地整備課長 本 竜 北 ひと・はたらく課副課長 池 大 千 田

農業委員会事務局長 西 村 吉一 孝 産業部次長兼地域産業課長 谷 佳 祐 林業振興課長 村 仁 志 まち・にぎわい課長 西 晋 批 Ш 哉 しそう森林王国観光協会課長 菅 野 達

(建設部)

建 設 部 長 富 田 健 次 建設部次長兼上下水道課長 坂 井 高 誉 都市整備課長 田 中 藤 夫 土地対策課長 谷 浩 \Box 地域建設課副課長 小 椋 健

建設部次長太 中 豊 和 建設部次長兼地域建設課長 石 垣 貴 英 建 設 課 長 谷 宗 男 口 水道管理課長宮 本 雅 博

事務局

主 事中瀬裕文

(午前 9時00分 開会)

○浅田委員長 皆さん、おはようございます。また大変暑くなってまいりました。それぞれ各自、体調管理には十分お気をつけいただきたいなと思います。

御承知のように、この5月に議会の構成がかわりまして、当委員会もこのメンバーで行いますので、それぞれ職員の皆さんもどうぞよろしくお願いをいたしたいなというふうに思います。

それでは、第6回総務経済常任委員会及び第2回総務経済分科会のほうを開催を させていただきます。

まず、付託案件審査を行いますので、総務経済分科会のほうから行います。

まず、第59号議案、令和元年度宍粟市一般会計補正予算(第1号)の関係部分の審査を行います。

説明のほうよろしくお願いをいたします。

堀課長。

○堀財務課長 それでは、私のほうから令和元年度6月補正につきまして、議案資料 に基づいて説明のほうさせていただきたいと思います。

まず、私のほうからは、企画総務部全体の概略につきまして御説明させていただ きます。

まず、秘書広報課ですが、歳入につきましては、補正予算の8ページ、款につきましては市債、目につきましては総務債になります。補正額につきましては5,870万円です。補正内容につきましては、過疎対策事業債、情報通信施設整備事業の追加によるものでございまして、情報通信機器の更新業務の財源とするためでございます。

歳出につきましては、補正予算書の9ページ、総務費、高度情報通信費でございます。補正額につきましては5,874万円、主な補正理由につきましては、しそうチャンネルのふぐあいにより情報通信施設機器の更新業務を行うためでございます。

続きまして、地域創生課のほうに移らせていただきます。

歳入につきましては、7ページ、寄附金、総務費寄附金でございます。補正額は 230万円でございます。補正内容につきましては、西兵庫信用金庫からの寄附金200 万円と一宮ライオンズクラブからの寄附金30万円を追加するものでございます。

なお、西兵庫信用金庫からの寄附金につきましては、全額で3,000万円ありますけれども、残り2,800万円につきましては教育委員会事務局施設整備課で予算措置をしております。

主な理由としましては、一宮市民協働センターの備品購入の財源とするためでご ざいます。

続きまして、財務課でございます。

歳入となります。補正予算書の7ページ、繰入金、財政調整基金繰入金となります。補正額は148万8,000円でございます。補正内容につきましては、平成30年7月の豪雨災害、農地・農業用施設に係る復旧工事の関連による繰入金の増額でございます。

続きまして、8ページ、繰越金、繰越金でございます。補正額につきましては34万円でございます。これにつきましては、6月補正において必要となる一般財源所要額を繰越金の見込みの範囲で追加することになっております。34万円の内訳につきましては、社会福祉課の子ども及び老人の遊び場設置促進事業補助金の30万円と、先ほど説明しました秘書広報課の機器更新業務委託料の4万円の34万円となります。

続きまして、8ページの市債、総務債でございます。補正額は480万円でございます。補正内容につきましては、過疎対策事業債の特別事業分の増額でございます。 これにつきましては、交通安全施設の緊急整備の財源とするためでございます。

続きまして、2ページのほうに移らせていただきます。

2ページになりますけれども、一宮市民局まちづくり推進課分について御説明を いたします。補正予算書は9ページになります。

款は総務費、目は企画費となります。補正額は30万円で、主な補正理由としましては、一宮ライオンズクラブからの寄附金により一宮市民協働センターの備品を購入するためでございます。

全体について私のほうからの説明は以上となります。

○浅田委員長 説明が終わりました。質疑に入ります。

論点整理が出てますので、まず、宍志の会。

今井委員。

- ○今井委員 それでは、質問ですけども、9ページの機器更新業務、これ多分、更新機器の説明書という、今日配られている、これが内容というか、説明なのかなというふうに思うんですけども、要するに。
- ○浅田委員長 今井委員、ちょっと順番に言ってくれてか。まず論点整理した、論点整理表の2段目、施設用備品購入費。
- ○今井委員 済みません。当初予算に計上されなかった理由ということですね、これ。 ほんなら、一番初めの9ページの一番上の企画費のところなんですけども、この備

品購入費というので、これ当初予算に計上されなかった理由というのは何なんでしょうかということですね。

- ○浅田委員長 西嶋課長。
- ○西嶋地域創生課長 失礼します。それでは説明させていただきます。

本年度に入りまして、はりま一宮ライオンズクラブ様より50周年記念事業ということで寄附金の申し出がございました。当初予算には間に合わなかったということで、今回歳入歳出の補正を行わせていただくというのが補正の理由でございます。以上です。

西兵庫信用金庫についても、今年度に入りまして目録をいただくということで、 補正をさせていただいております。この企画費につきましては200万円が今回の審 査の対象ということになっております。よろしくお願いします。

- ○浅田委員長 今井委員、それでよろしいか。
- ○今井委員 結局、これ何を買うんですか。
- ○浅田委員長 西嶋課長。
- ○西嶋地域創生課長 支出につきましては、執行につきましては一宮市民局のほうが 執行しますが、こちらで説明をさせていただきます。200万円の分につきましては、 文教民生常任委員会で健康福祉部のほうが所管しておりますので、30万円の支出の み説明をさせていただきます。

先般、50周年記念事業ということで、一宮ライオンズクラブ様より目録のほうをいただきました。その中で、現金のほうはいただくんですが、ものについてはこんなものを買って活用していただきたいということで目録をいただいております。一つ目はホール用の大型テレビのモニター、二つ目はホールの壁がけ時計、それと三つ目は児童図書ということで、こういったものを購入をする資金として指定寄附という形でいただいております。これに基づいて市民局のほうで執行していただくということにしております。

以上です。

- ○浅田委員長 大畑委員。
- ○大畑委員 関連でお伺いするんですが、西信さんからの寄附というのは、教育目的 ということで3,000万円の寄附の御意向やったと思うんですけど、それがここで分 かれた理由は何なんでしょうか。
- ○浅田委員長 西嶋課長。
- ○西嶋地域創生課長 当初3,000万円ということでしたが、目的としましては青少年

健全育成ということでございます。その中で、広く子どもの育成に資するものという形でございましたので、ちょうど一宮市民協働センターの遊戯室というところで、広く子どもが集って遊んでもらうということの趣旨を説明しましたら、そのことについて賛同をいただきましたので、そこに一部使わせていただくということで御了解いただきました。あとにつきましては、子どもの教育というようなことも非常に西信さんのほうとしては力を入れているということで、そちらのほうにも使っていただきたいということで、双方の相談といいますか、申し出の中で使い道のほうは決めさせていただいたということでございます。

ものにつきましては、2,800万円のほうにつきましては教育用タブレットということで予算のほう計上させていただいています。また、市民局のほうにつきましては、遊戯室の木製遊具の充実ということで、そちらのほうに充てるということで聞いております。

以上です。

○浅田委員長 よろしいですか。

そしたら引き続き、論点整理表の、グローカルの大畑さんのほうから。機器更新 業務委託料ですね。

大畑委員。

- ○大畑委員 まず、中身に入る前に、説明資料の1ページの補正前の7,119万9,000円 という数字が何なのかというのがちょっとわからないんですよ。補正前の金額で1 億6,755万2,000円じゃないかなと思うんですけど、その点から教えてください。
- ○浅田委員長 堀課長。
- ○堀財務課長 この7,119万9,000円につきましては、目の中の、要は委託料、節の部分が7,119万9,000円ということで、委託料の部分だけをここに出させていただいているということになります。
- ○浅田委員長 大畑委員。
- ○大畑委員 委託料というのは、保守点検の委託料と、編集の委託料か何か、それ両 方足したものということですか。
- ○浅田委員長 堀課長。
- ○堀財務課長 13節に入っております委託料全てになります。
- ○浅田委員長 大畑委員。
- ○大畑委員 そうすると、中身に入らせていただくんですけど、更新の説明書、ちょっと後で説明いただきたいんですけど、更新に入る前にどういうふぐあいがあった

のかということですね。そこがちょっと私たちわからないので、ふぐあいの内容と、 その原因ですね。それらの責任の所在というのがどこにあるのかというあたりを御 説明いただきたいと思います。

- ○浅田委員長 岩蕗課長。
- ○岩蕗秘書広報課長 失礼します。まず、今回更新に至った経緯をちょっと御説明を させていただきたいと思います。

この4月の22日が一番最初やったんですけども、この4月22日に土万の一部地域で、件数でいきますと3件、テレビが映らないんやいう連絡がございました。その時点では、施設の点検を実施した後、数時間でまた映るように解消しております。

その後、次にぐあいが悪くなったのが、連体に入って5月の2日になります。この時点では土万のほかに一宮の北部の一部で映らないんやいう連絡がございました。その時点でもまだ設備の点検を実施はするんですけども、これ通報があった、事象が発生したのが朝やったんですけども、お昼には全てまた映るように解消しました。その日のうちに解消した後、電波の強さみたいなものをはかるんですけども、その時点では、昼の時点でも問題なし、それからその日の夜の時点でも異常がなかったということで、そのままにしております。

翌日の5月3日なんですけど、このときに多数のお宅で映らない事象が発生したんですけども、それが5月3日の正午ごろでございました。件数でいきますと、土万で約10件、それから一宮北部で約40件が映らないという状況でございました。その時点で原因の確認に入ったんですけども、その日の夜になりまして、本庁に置いておりますサーバー室の機械の電波状況が少し悪いということでございました。対策も部品の交換になるんですけども、それを、その日の夜中といいますか、翌日の2時からになるんですけども、夜中に、局間EDFAの機械なんですけども、光の送り出す勢いを上げる機械なんですけども、それの交換を実施しております。

その後、今の段階でもまだテレビ自体は映っておるんですけども、やはり機器の経年劣化による性能の少し低下が起こっているのかなと。事象が起こったところ全て、最終の機器から一番遠隔地になるところの家が映ってないということで、非常に微妙なものだとは思いますけども、遠隔地が映らないことで、機器の劣化が原因だろうというふうに考えております。

それと、責任の所在ということなんですけども、当然、機器につきましては計画 的に更新をする計画でございました。今年度におきましても、図でまた説明させて もうたらええんですけども、資料の1ページになると思います。概略図を載せてお るんですけども、失礼しました。 3 ページになります。今年度からおおむね 5 年間をかけて順次機器を更新していく計画でおりました。二重線で囲ってある四角があると思いますけども、その部分が今年度更新をする計画で、もう既に契約にも入っておるんですけども、この部分が今年度、今回補正させていただく部分につきましては、来年度以降に順次というふうに考えておったんですけども、今回の事象を受けまして、もう少し早くかからなんだらぐあいが悪いだろうということで、今回補正予算を計上させていただいた次第でございます。

以上です。

- ○浅田委員長 大畑委員。
- ○大畑委員 まず原因のところで、今、遠隔地のテレビの視聴が悪い、映らないということで、機器の劣化が原因と考えているというふうにおっしゃいましたけど、それは専門家、考えているじゃなしに、原因はどうだったんかいうことをきちっと確認できてないんですか。
- ○浅田委員長 岩蕗課長。
- ○岩蕗秘書広報課長 保守事業者においても、やはり機器の劣化だろうというふうに言っております。ただ、光のデータ自体も、やはり送信する距離が長ければ長いほど、機器が新しくても、劣化をして末端のほうに届くものです。ですので、少しずつ機器が古くなってきて、その性能が落ちていくと、ちょっと説明が難しいんですけど、電子といいますか、データ自体が遠くでは劣化していくと。当然、劣化を防ぐためにいろんな機器を途中に入れまして、整理をしてからまた送るというふうな形で送信はするんですけども、やはりどうしてもそういう劣化が起こってしまうということになります。

ですので、どっちかいいますと、水道管の水を送るようなイメージになるとは思うんですけども、どこがほんなら悪いいうものではなく、お宅に届くまでに水圧が落ちていくというようなイメージで考えていただけたら多分わかりやすいんかなというふうに思います。ですので、時期が来ましたら、やはり機器自体は更新していく必要が出てきます。それに基づいて、今年度から取りかかる予定ではあったんですけども、やはり今回の事象でありますと、5年間かけてゆっくりというわけにはいきませんので、少し前倒しをさせていただきたいというふうに考えております。

- ○浅田委員長 大畑委員。
- ○大畑委員 大分わかってきました。ふぐあいの、そこを直すということかなと僕は 思ってたんだけども、そうじゃなくて、ふぐあいが起こった原因が経年劣化だろう

ということで、この当初予算に計上していた局間EDFAの、この見積もりでは足らないということで補正をするという意味やね。そういう解釈でよろしいですか。

- ○浅田委員長 岩蕗課長。
- ○岩蕗秘書広報課長 そのとおりでございます。計画的に末端から順番にやっていこ うということで、これちょっと資料の説明をここでさせていただきたいと思います。 WINKさんの本体が一番左になります。真ん中の四角が本庁舎のサーバー室だ

WINKさんの本体が一番左になります。真ん中の四角が本庁舎のサーバー室だと思っていただいたら結構です。一番右が市民局に置いている機械になります。一番右の市民局の機械につきましては、波賀サブセンターのマルチポートEDFAというもの以外は平成30年度の時点で新しくなっております。今回当初予算に計上させていただいたのが、本庁に置いております局間EDFAという機械、それと波賀に置いております6台のマルチポートEDFA、本庁にも10台、マルチポートEDFAを交換する予定やったんですけども、それプラス、WINK内にあります局間EDFA、この部分をまず更新をするという計画でございました。この補正予算に計上させていただいている部分につきましては、その図面でいきますと、黒い、グレーのべた塗りになっている部分が、今回補正で上げさせていただいております機械になります。ですので、計画的に直していこうとしておったものを、機会を前倒しさせていただいて、今回対応させていただきたいというふうな計画になっています。

以上です。

- ○浅田委員長 大畑委員。
- ○大畑委員 そこで、先ほど僕、責任の所在と言ったのが、この情報通信の機器の保守管理業務というのが、今も7,000万円という当初予算の話もありましたけど、それは、保守管理のほうは4,000万円ちょっと切れるぐらいの金額だったと思うんですが、毎年そのぐらいかけてきとるわけですよね。その保守管理が、こういうことを、機器のふぐあいが起きるようなことのないように、きちっとするのが保守管理業務で委託しとるわけでしょう。そことの関係がどうなってるんですかということが聞きたいんですよ。

これ、今回5,800万円だったかな、これ丸々市が出すわけでしょう。今の考え方でいったら。出すいうたら変な言い方やけど、全体に、もう一回補正でもって全体を見直さないかんということになってきたわけですけども、そこの保守管理との関係、少し説明をいただきたいなと思います。

○浅田委員長 坂根部長。

○坂根企画総務部長 保守管理は、その状態の中で最もいい状態にしていくための業務を担っていただいているというところで、今回少し、課長も申しましたように、機械を長くもたせた部分もございますので、御存じのとおり、機械物でございますから、目で見てここが悪いとかいうところについてはなかなか発見しづらい、そういうこともあって、保守管理業者からはもうそろそろ更新をしないとというアドバイスも受けながら、5年計画でやろうとしておりました。

今回故障が起きた部分が悪いのかどうかというのはなかなか発見しづらかったものですから、これまでの経験値の中でのアドバイスを受けて、局間EDFA、それから年次的に交換していこうというところでの判断をし、当初予算に計上させていただいたというところでございますので、責任の所在というのはなかなか、保守管理業者にあなたのところのミスだよということについては言いにくい部分があるというふうには判断をしております。

- ○浅田委員長 大畑委員。
- ○大畑委員 目で見るという世界じゃないと思うんですね。デジタルなので。ですから、専門的なそういう業者にとったら、何らかの機器でその状態がわかるんじゃないかなと僕は素人なりに思うんですね。行政の中に専門的にわかる人はいないだろうと思いますけど、業者から今回こういう提案を受けたときに、その提案が正しいのかどうかというのはどこで審査をしているんですか。
- ○浅田委員長 坂根部長。
- ○坂根企画総務部長 特に今おっしゃるように、我々も専門家ではないので、アドバイスをいただくのが要るだろうというところで、ちょっと年度は忘れましたけども、数年前から別途、例えば価額のこととか、ああいった機器のメーカーからの提案がこの宍粟市に一番合っているのかどうかというところのアドバイスをいただく契約をしております。そのあたりとの連携をしながら、業者の提案、そろそろ今回の部分についてもそろそろ市としては更新を年次的にやっていかないといけないよというところの話し合いの中で当初予算では上げておったと。ただ、危険性があるよというところの中で、年次的に少し、後年度の部分が今回ふぐあいが発生をしたというところで、これは急遽対応していく必要があるというところで、市民の皆さんに迷惑かけてはいけないということで、その期間を少しでも短くしていこうというところでの今回の補正予算というところでの提案でございます。
- ○浅田委員長 大畑委員。
- ○大畑委員 わかりました。そしたら、病院で言うたらセカンドオピニオンみたいな

ところですね。自分の症状、どこかほかの病院でも診てもらうというものがありますけど、それが正しいかどうか。けど、今言われたように、この業者から提案受けた内容が正しいのかどうか、適正なのかどうかということは、別の専門業者からちゃんとアドバイスをもらう仕組みがありますという、そういう解釈でよろしいですね。わかりました。

- ○浅田委員長 宮元委員。
- ○宮元副委員長 この機器の耐用年数というのは当初設置したときからあったかなと 思うんですけれども、その耐用年数と今回の更新というのは、大体耐用年数に合っ た更新だったんでしょうか。
- ○浅田委員長 岩蕗課長。
- ○岩蕗秘書広報課長 当然、その耐用年数も考慮に入れながら、大きな費用が発生することですので、その辺のバランスをとりながら、修理できるものは修理をしながら、ここまで運用をしてきたという経緯でございます。ただ、今回につきましては、結果的ですけども、1年、もう1年早く更新ができておればなという結果ではございますけども、この部分、今回補正を上げさせていただいたという次第でございます。
- ○浅田委員長 宮元委員。
- ○宮元副委員長 それじゃあ、耐用年数をちょっと過ぎていて、そのままちょっと数 年たっていたということでよろしいんですか。
- ○浅田委員長 岩蕗課長。
- ○岩蕗秘書広報課長 耐用年数、機器になりますので、当然もともとはございます。 恐らくといいますか、厳密に言えば、5年から10年ぐらいの耐用年数だと思います。 それがどこまで使えるかということなんですけども、これについては、それこそ部 長のほうからも申し上げましたけども、限界が近づきよんではないかということで、 今年度から計画的にいこうということで計上しておったという流れになります。
- ○浅田委員長 ほかにありますか。

(「なし」の声あり)

○浅田委員長 そしたら、ないようでしたら、59号議案の補正予算の関係については 審査を終了いたします。

午前 9時32分休憩

午後 1時10分再開

○浅田委員長 それでは、おそろいですので、休憩を解き、会議を再開をいたします。 冒頭御案内のように、議会の構成がかわりまして、当委員会もメンバーが大幅に かわっております。職員の皆さんもどうぞよろしくお願いをいたします。

それから、委員会審査に入る前に、委員の皆さんに御報告があります。御了解をお願いしたいなというふうに思いますが、本日審査予定であります第58号議案、農業共済条例の一部改正についてでございますけども、当局より議案提案についての相談がありました。訂正の主な内容は後ほど説明していただきますが、5月31日付で農林水産省事務次官通知が発せられたことについて、6月4日、県より連絡があったということでございます。その内容を精査したところ、現在上程中の議案の一部訂正が必要となったことから、本日、朝、正副議長、議運の委員長等を交えましてこの取り扱いについて協議を行いました。結果として、本日この委員会の審査の予定がありましたんですけども、結果として、本日は改正内容の説明と質疑にとどめて、6月19日の本会議において議案の訂正を行った後、改めて当委員会を開催して審査することで進めていこうということになりましたので、その点で各委員の皆さん、御了解をいただきたいなと思います。

内容を聞きましたところ、本則の大もとの改正内容についての変更はなかったようです。附則でうたっています施行期日、施行期日について一部議案の訂正が必要になったという旨でございましたので、冒頭申しましたように、本日は説明を受けて、その質疑は本日中に行うということで御了解をお願いしたいなというふうに思います。

それでは、まず最初に、補正予算の関係でございますので、総務経済分科会を開催をいたします。

まず、第55号議案、平成30年度宍粟市一般会計補正予算(第9号)の関係部分についてを審査をいたします。

説明のほうお願いします。

西川課長。

○西川まち・にぎわい課長 それでは、よろしくお願いいたします。

資料の1ページの繰越明許費の補正、追加、観光施設災害復旧事業のことについて御案内なり説明をさせていただきます。

この繰越明許につきましては、こちらのほうに記述させておりますとおり、平成 30年7月に豪雨災害により東山コテージの護岸のほうが崩壊をしております。この ことにつきまして工事を進めておりました。この工事に当たりましては、護岸の復 旧につきましても、場内の石材を採取してやっていこうということで当初計画を考えておりましたが、適当な石材が採取できず、上野林野との調整をさせていただき、そしてその採取場所を確保することとさせていただいておりました。年度内の完成が困難ということで、繰越明許費の手続をさせていただいたところでございます。よろしくお願いいたします。

以上です。

- ○浅田委員長 北本課長。
- ○北本農地整備課長 続きまして、②番の農地災害復旧事業について御説明させていただきます。

平成30年7月豪雨災害に係る災害復旧工事でありまして、災害査定が12月中旬、その後補助率の増高申請手続などがありまして、補助金事務を経て工事発注となることから、必要な工期の確保が困難なために繰り越しということになりました。金額のほうは、補正前が4,000万円で補正後が7,700万円強になっておりますけども、これについては実施設計等の単価の組みかえによるものになります。

以上です。

○浅田委員長 説明は終わりました。質疑がありましたらよろしくお願いします。 ちょっと1点だけ確認だけ、農地災害復旧のほうで、これ箇所数、事業箇所数は 1カ所ですか。

北本課長。

- ○北本農地整備課長 これについては、全体のものでありまして、1件ずつではなくて、全体で、当初県と調整しながら、平成30年の災害なんですけども、予算については平成30年度と平成31年度、令和元年度の2カ年をもって予算の組み立てをしておるものでして、この時点では1件ではありません。
- ○浅田委員長 ほかよろしいですか。

(「なし」の声あり)

○浅田委員長 ないようですので、次、第59号議案、令和元年度宍粟市一般会計補正 予算(第1号)の関係部分について審査を行います。

説明をお願いします。

北本課長。

○北本農地整備課長 そうしたら、第59号議案、一般会計補正予算(第1号)について説明させていただきます。

資料のほうは2ページ、3ページになります。

大別して、今回の補正については、農村地域防災減災事業による補正と、災害復 旧事業による補正になります。

まず2ページなんですけども、1点目に、農村地域防災減災事業についてなんですけども、昨年の平成30年7月豪雨では西日本各所において多くの被害がありまして、農業用施設であるため池についても西日本で32カ所のため池が決壊したことを受けまして、国土強靱化計画に基づき、国の農業用ため池の管理及び保全に関する法律や県のため池の保全等に関する条例の改正がありまして、本年の6月下旬に施行を予定しております。本市においても特定ため池の指定基準が変更になった関係上、ため池の諸元調査12カ所の実施とため池マップの作成を早期に実施する必要があったことから、ため池諸元調査110万円とため池マップ作成を70万円の合計180万円を国費100%で計上するものです。

3ページになるんですけども、2点目に、平成30年7月豪雨災害による災害復旧の補助率確定に伴いまして、県補助金の補正、地元分担金の補正、市債の補正を行う必要がありました。また、災害復旧工事補助金については、当該年度及び翌年度の2カ年で補助金が割り当たることになっておりまして、前年度8割、今年度2割というような割り当てで協議をしておりましたけども、ふたをあけてみますと、配分に変更がありまして、今年度についての補正を行ったところでございます。

以上です。

○浅田委員長 説明は終わりました。論点整理が出てます。ため池の諸元調査の業務 委託で、グローカルしそう。

大畑委員。

- ○大畑委員 ため池の調査についてですね。本会議で市長から補正予算の提出の説明があるときに、ため池基準の見直しによる調査という説明がされたんですね。どういう基準の見直しがあったのかということと、それから、それによって12カ所が選ばれてるんでしょうけど、この12カ所というのがどこなのかということを教えていただきたいんですが。
- ○浅田委員長 北本課長。
- ○北本農地整備課長 論点整理についてのため池諸元調査業務委託の件についてですけども、まず、状況と目的について説明させていただきます。平成30年7月豪雨において広島でため池が決壊しまして、下流に被害が発生しました。当該ため池が重点ため池で指定されていなかったことから、避難対策を含め十分な対策が行えなかったことが問題となっておりまして、今後同様のことが発生しないように、下流に

人的被害を与えるおそれのあるため池を、ため池の規模や健全度にかかわらず、全 てのため池を防災重点ため池として選定するということで、安全対策を図っていく ものです。

国としましては、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策としまして、特に緊急に実施すべきハード、ソフト対策を3カ年で集中的に実施することとしまして、農業用ため池の管理及び保全に関する法律を見直しました。県のほうについても、ため池保全条例の改正を行いまして、特定ため池の指定基準を見直しを図ったということで、先ほどの御質問のあったところなんですけども、従来はため池が受益が、0.5~クタールの受益があったら特定ため池というように指定しておりました。今回は受益だけじゃなくて、下流域に人家であるとか公共施設があるかどうかというような判断をもとに判定しております。どこどこかということなんですけども、ちょっと現在、資料は持ってないんですけども、特定外ため池やったところを今回特定ため池として見直すために調査をするものです。

- ○浅田委員長 大畑委員。
- ○大畑委員 見直す基準はわかりました。従来、受益面積が0.5へクタール、今回は 受益じゃなくて下流域の安全性という意味での0.5へクタール。となると、どこに 絞るか、12カ所に絞られるときに、農業サイドでは受益面積しか把握されてないの で、難しいんじゃないかと思うんですけど、その辺は何か別の調査があったわけで すか。12カ所決められる調査というのは。
- ○浅田委員長 北本課長。
- ○北本農地整備課長 平成25年に一度ため池の調査をしておりまして、まず0.5へクタールのため池なのか、それ以下なのかという調査を一旦しております。今回0.5へクタール以上の受益を持ったため池については、全てが特定ため池、それ以下のため池についてを今回調査するもので、明らかに現在4カ所のため池については下流域に人家であるとか公共施設がないものですから、それの9カ所、特定外ため池があったんですね。4カ所は対象外になりますので、5カ所のため池と、平成30年度に聞き取りした7池のため池、合計12カ所のため池を調査するものです。

以上です。

- ○浅田委員長 大畑委員。
- ○大畑委員 わかりました。また12カ所が確定しましたら教えていただくということで、もう一つ、これは今回と直接関係ないんですが、調査をされた後、どのような施設整備を進めていかれるのか、そのあたりわかりますかね。

- ○浅田委員長 北本課長。
- ○北本農地整備課長 調査を一旦しまして、調査の結果、まず下流域に危険やというようなことで判断されたときに、ため池マップをつくりまして、県のほうの条例であるとか、それに基づいて県が持つもの、市が持つものということで今後安全対策を図っていくような手続で、今年度については、まずため池マップの調査までということで実施する予定です。

以上です。

- ○浅田委員長 よろしいですか。ほかに質疑ありますか。よろしいか。 大畑委員。
- ○大畑委員 ごめんなさい、農地整備費の分担金のところなんですけど、ちょっとわからないので教えてほしいんやけど、補助率の関係で分担金が減ったというのは、意味はわかるんですけど、この補正内容の農地の2行目に、反限546万7,000円、この反限という意味がわからん。教えて。
- ○浅田委員長 北本課長。
- ○北本農地整備課長 農地災害復旧事業につきましては、反当限度額というものがありまして、通称反限というようなことで、省略してそういうふうな書き方をさせてもうとんですけども、そもそも農地に直すべき金額がどれぐらいあるものなのかというようなことで、実際現場をはかってみますと、その限度をオーバーして直す額が出てくる場合がございます。限度をオーバーした分については、市の分担金条例に基づきまして、17%の負担ということで、対象外というような形で、工事は全体を通してするんですけども、その部分については17%をお願いするというような状況です。

以上です。

○浅田委員長 ほかにありますか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○浅田委員長 ないようですので、これで59号議案の関係部分の審査を終了いたします。

午後 1時27分休憩

午後 3時09分再開

○浅田委員長 お待たせしました。それでは、おそろいですので、委員会を再開をいたします。

御承知のように、議会の構成がかわりまして、当委員会の委員のメンバーもかわっておりますので、その点十分御理解いただきまして、よろしくお願いをいたします。

それでは、付託案件審査から入ります。まず、総務経済分科会を開催をいたします。

まず、第55号議案、平成30年度宍粟市一般会計補正予算(第9号)の専決処分 (専決第8号)の承認についての関係部分の審査を行います。

説明お願いします。

部長。

○富田建設部長 それでは、関係部に続いての審査となりますが、どうぞよろしくお 願いいたします。

座って説明します。

それでは、第55号議案、平成30年度宍粟市一般会計補正予算(第9号)の専決処分(専決第8号)の関係部分について概要を御説明いたします。

本日提出しております分科会への提出資料の1ページをごらんいただきたいと思っております。

繰越明許費の補正といたしまして、追加分につきましては、市道七野下河野線道路維持工事に係ります詳細設計業務において、土質調査の結果に基づく工法構造検討に日数を要することとなり、年度内完了ができないこととなったことで、設計業務委託料500万円の明許繰越でございます。

変更部分につきましては、市道山田下広瀬線道路新設改良事業に係ります公有財産購入費、登記業務委託料につきまして、地権者との用地交渉の長期化、また法務局での分筆、所有権移転登記に係る処理期間に関し不測の日数を要したことから、その費用でございます4,321万6,000円を追加し、補正後の繰越明許費を4,321万6,000円としたものでございます。

繰越明許費の内訳といたしましては、公有財産購入費が3,766万9,000円、登記業務の委託料が554万7,000円となってございます。

以上、概要説明をさせていただきました。この後、質疑にお答えする形でさらに 詳細の説明をさせていただきたいというふうに思ってございます。

- ○浅田委員長 説明は終わりました。質疑ですけども、質疑ありますか。 大畑委員。
- ○大畑委員 55号議案の道路新設改良事業の変更、繰越明許費の補正の変更のところ

なんですが、理由としては、山田下広瀬線の地権者との用地交渉が長期化したということと、もう一つは、分筆所有権移転登記にも期間を要したという、二つの理由かなというふうに思うんですが、そこで、ちょっと疑義が生じているのが、地権者との用地交渉が長期化したというこの最初の理由ですね。3月の補正予算の段階で用地物件もろもろの業務、全て事業費が確定したということで、3月補正でなってるので、用地交渉も既に終わっているというふうに解釈すべきかと思うんです。3月補正の関係でね。なのに、この理由が上がっているのをちょっと説明をいただきたいと思います。

- ○浅田委員長 谷口課長。
- ○谷口土地対策課長 言われますように、3月補正で前までに確定したという見解も一理当然あるんですけれども、用地交渉におきましては、1年間を通じまして、3月の末まで地権者と随時お話をさせていただくところなんですが、仮にお話がまとまった場合、そのときに随時、じきに対応できるよう、やはりうちのほうも最大限努力させていただいておるところでございます。

どうしても3月補正まで間に合わない、今回の場合におきましては、長期化というようなことでございますけれども、内容的にはその長期化に至った経緯というのは、実は相続の関係と、あと境界の同意ですね、そういったことが一つ交渉上では長期化しておったところであるんですけれども、裏ではある程度の話がまとまりかけていたというようなところの中で、ちょっと微妙なところもあったわけなんですけれども、そういう中で、うちもある程度そこでどうしても年度内で、できれば登記完了まで行って、繰り越すことなく進みたいところだったんです。

それがちょっとやはり、どうしてもそういったお話もありましたんで、お話が長期化しておるというような現状なんですけれども、用地のほうとしては、今後もできるだけお話につきましては年度内まで、ぎりぎりまで随時交渉させていただいて、そういった少しでも早く道路改良が進められるように進めさせていただきたいと。だから、その前までに交渉をやめるということは、空間を、期間をあけるということになって、そういった道路改良においてもやはりおくれが生じてきますので、こういう交渉においては随時させて、今後もさせて、年度末までもさせていただきたいというところでございます。ちょっと質疑と若干回答がずれてるかと。

○大畑委員 年度末までに交渉する意気込みはそれでいいんだけども、3月補正で完 了ということだったのに、こういうふうになったのは、そこの説明にはなってない と思うんですよね。具体的に、じゃあこの4,300万円ですから、1 筆 2 筆の話じゃ ないと思うんですよ、どのくらい用地交渉が長期化したのか、あるいは分筆とか所 有移転登記にかかったのか、もう少し詳細に説明いただけますか。

- ○浅田委員長 谷口課長。
- ○谷口土地対策課長 土地の契約につきましては、3月の中旬までにある程度まとまりはしたんですけれども、ただ、実は例年もそうなんですけど、2月の末から3月というのは、実は法務局のほうも大変登記書類がたくさん出て、時間を要すると。登記においても時間を要するというようなこともあるんですけれども。登記を契約ができました、法務局のほうへそこの部分の分筆登記なり所有権移転登記をする際に、通常であれば3週間ほどで全てが完了して、終わるところが、どうしても平成30年度は膨大な登記関係の書類を法務局のほう承っておったというようなことで、非常にちょっと時間を要しておったというような現状があります。

これは理由書のほうに交渉の長期化というようなことを書いとんですが、それはもっと早く交渉が話まとまれば、たとえ登記が長くかかったとしても、年度内で所有権移転は終わったのかなと。分筆登記も早く終わったのかなという理由で、一つは長期化と用地交渉に時間がかかったというところで、そのもう一つのほうに、登記関係に時間を要したというのは、先ほどちょっと話させていただいた登記、法務局における登記の手続が相当期間を要したと。法務局のほうに確認したんですけれども、実は平成30年度に災害がたくさん生じておるところですけれども、公共事業においても砂防事業なり、そういった事業の関係でたくさんの土地が年度末に出ておるというようなところで、じゃあ法務局のほうでどのぐらい時間を要するのかというようなところですけれども、市のほうは契約できたら出しましたけども、ある一定買収区間をまとめて出してもらえませんかというようなことを法務局から相談を受けておりました。

というのは、今、法務局は土地を分筆するに当たって、受け付けをすると、その 土地に対して現地に確認行かなくてはいけないんです。ところが、うちが契約を一 個一個するために、その土地その土地だけを見に行くと、どうしても時期的なもの もありまして、時間を要し、それはちょっと対応ができないと。ほかの関係の公共 事業で分筆登記がたくさん出る中、宍粟市さんだけのそのためにそこを時間割くと トータル的に対応ができないと。

そういう中で、ある一定区間をまとめて出して、まとめて現地を確認させていただけないであろうかと、こういった法務局の相談もありまして、2月の中旬から3月の中ごろにかけまして土地の売買契約がどんどんできてはいるんですが、それを

まとめて、結局、法務局としては処理をして、現地確認というような形になってき ております。

結局、分筆登記のほうなんですけれども、随時3月の中旬のほうまでには登記書類は出しておるんですが、でき上がったのが、全部で17筆出しておるんですけれども、3月の26日から4月の1日にかけて随時分筆の完了をしましたという通知を受けております。それに伴いまして、上がった、分筆登記ができたところから随時所有権移転の登記のほうを申請させていただいておるところなんですけども、そちらのほうが4月の2日から8日、この期間で順次所有権移転登記が完了しておると。もう少し早くそういった交渉なり話がまとまっておれば、年度内での所有権移転の完了まで行けたのかなと。これに伴って、付随してました登記業務のほうも繰り越しする必要がなかったのかなというふうには考えております。

- ○浅田委員長 大畑委員。
- ○大畑委員 登記の関係とか、それは大変なのはよくわかるので、そのことをとやかく言ってるんじゃなくて、用地交渉が長引くことによって、営業補償の金額が変わるとか、土地の単価が変わっていくとか、そういうことになってないだろうなという、そこの心配なんですよ。ですから、それは手続的に、今説明があったことで何ら当初と変わっていませんということだったんで、それで結構なので、その辺がちょっと知りたいということです。
- ○浅田委員長 谷口課長。
- ○谷口土地対策課長 今回の案件につきましては、そういった補償の繰り越し等はないんです。土地代金につきましても、ちょっとおくれたからということで変わるというところはないんですが、土地代金というのは10月1日付で、言われますように、土地って今現在下がり続けておるんですけれども、一応用地対策連絡協議会で定める流れの中で、一応10月1日で見直しをするようにしております。補償につきましても、10月1日付以降で契約する場合は、やはりそこで単価の見直しをするというような取り決めになっております。今回の場合は3月4月といったところなんで、そういった影響がないというところでございます。
- ○浅田委員長 よろしいですか。ほかにありますか。 西本委員。
- ○西本委員 その上の七野下河野線ですけど、ずばり完成予定はいつごろですか。
- ○浅田委員長 石垣課長。
- 〇石垣建設部次長兼地域建設課長 現在、7月31日までの契約で事業を行っておりま

す。

○浅田委員長 ほかありますか。

(「なし」の声あり)

○浅田委員長 ないようでしたら、これで第55号議案の審査は終了します。

引き続き、第59号議案、令和元年度宍粟市一般会計補正予算(第1号)の関係部分の審査に入ります。

富田部長。

○富田建設部長 それでは、続きまして、第59号議案、令和元年度宍粟市一般会計補 正予算 (第1号)の関係部分について概要を説明いたします。

またまた分科会の提出資料なんですが、2ページをごらんください。

歳出の補正につきましては、土木費、道路維持費といたしまして、一宮管内の除 雪作業に使用するダンプトラック型除雪車が、平成30年度の除雪作業によりまして、 車両前部に装着いたします排雪装置、スノープラウといいますけども、それ及びボ ディーが損傷したことから、修繕を行うものでございます。このスノープラウにつ きましては、特殊な装置というんですか、機器ということもございまして、修繕に 相当の期間を要することから、次期降雪シーズンでの除雪作業に間に合わせるため に、修繕費用といたしまして135万6,000円を今回6月補正をするものでございます。

なお、あわせまして、歳入といたしまして、諸収入、雑入に除雪車の修繕に要する費用相当額135万6,000円を公用車事故損害共済金として補正計上してございます。

続いての歳出補正は、土木費、交通安全施設費といたしまして、去る5月8日に発生いたしました、大津市の交差点で車同士が衝突し、信号待ちをしていた保育園児らがもらい事故という形で死傷した事故を受けまして、緊急点検を行いました結果、市道においても類似する交差点がありますことから、その対策を行うべく、480万円を増額補正するものでございます。対策を行う予定の交差点は13カ所ということにしてございました。

なお、この関係につきましては、別途常任委員会のほうの資料のほうにも関連する資料をつけさせていただいております。 7 ページのほうにつけさせていただいております。

概要につきましては以上でございます。

○浅田委員長 説明は終わりました。引き続き質疑に入ります。

論点整理で、宍志の会。

今井委員。

- ○今井委員 一応これ、大津市の事故ということで出てますけども、それはそれでえ えと思うんですけど、いわゆる通学路とかそういう部分に関しては、ほかにもいっ ぱい危険な場所とか、それはさまざまいろいろあると思うんですけども、それ、教 育委員会のほうとの絡みもあるんでしょうけども、これを優先していくという、そ の部分ですね。それで、まあまあとりあえずこれを優先しようという根拠であると か、それでほかのことがちょっと二の次、三の次になるみたいな、そういうあたり のことはないんかなというあたりはどうでしょうかね。
- ○浅田委員長 谷口課長。
- ○谷口建設課長 失礼します。今言われた安全対策の優先順位の関係だと思いますが、 交通安全施設工事費480万円につきましては、大津の事故を受け、市内においても 類似した市道交差点があることから、その対策を実施するものです。類似した交差 点とは、通学路であること、交差点部に横断歩道があり、歩道が整備されているま たは待機スペースとして歩道並みの広い路肩がある箇所について、交差点での歩行 者の危険軽減のために対策を実施するものです。したがいまして、優先順位的な考 えはなく、大津での事故現場に類似した市道交差点の対策を行うものです。 以上です。

○浅田委員長 宮元委員。

- ○宮元副委員長 先ほど言われた、例えば歩道が広いところの交差点でいうのもあるんですけども、やはり歩行者優先ということを考えますと、やはり歩道が狭いところも多いと思うんです。通学路に関して言えばね。歩行者優先というより、車社会優先の道路整備がほとんどだと思いますので、そういったところは、毎年教育委員会がいろいろ調査もされておりますので、できるだけこういった通学路の安全確保というところは、事故が起きてからするのではなくて、やはり日ごろから常にこういった形で対策とっていただきたいとは思いますけど。
- ○浅田委員長 谷口課長。
- ○谷口建設課長 おっしゃるとおりでございます。当然、歩道がないほうが逆に危険というようなことで、毎年通学路合同点検プログラムに沿って点検のほうを中学校区ごとに実施されておりますことで、通学路につきましてはその中で対策については検討していきたいというふうに考えております。今回につきましては、あくまで大津市の事故を受けてということで、緊急対策ということで実施しておりますので、よろしくお願いします。
- ○浅田委員長 宮元委員。

- ○宮元副委員長 交通事故、車と車の事故もあるんですけど、歩行者が巻き込まれる、 やはりこれが一番悲惨な事故、また特に子どもらが通学しているところにいうのが やはり一番危惧するわけなんで、そういったところは優先的にまた考えていただき たいと思います。お願いします。
- 〇浅田委員長 大畑委員。
- ○大畑委員 私も関連で伺いたいんですが、素早い対応だったかなというふうに思うんですけどもね。それで、大津の事故を受けてということになりますと、通学路ではなく、保育園などの園外保育としての散策道の中での事故でしたよね。今回は市内の通学路を中心にということで書いておられるので、そこの幼児施設の園外保育のところまではまだ手が届いてないというふうに解釈してよろしいんでしょうか。そういうところを含めて、今回関係する市道部分を全部対策しますということなのか、その辺少し御説明いただきたい。
- ○浅田委員長 谷口課長。
- ○谷口建設課長 いわゆる幼稚園児とか保育園の関係なんですけれども、今回特に通学路いうことで、事前に通学するルート等がわかっておりましたということで、まず率先してそこを点検いたしました。それで、今後の大津の事故を受けての国、県の当然流れもございます。最新の5月20日付の国土交通省からの事務連絡によりますと、保育園や幼稚園等の園児の安全を図る対策の必要性の検討等の具体的な実施方法について、省庁間での調整等を踏まえて速やかに連絡する予定であるのでというような事務文書がございます。今後、その点検の仕方とか対策の方法については、国からの指導があるということです。

また、兵庫県からの連絡では、未就学の子どもが日常的に移動する経路についての対策方法は、現在ある通学路交通安全プログラムの枠組みを活用することが想定されているというようなことで連絡もございます。今度、6月25日に宍粟市通学路交通安全推進協議会が実施されます。恐らくその中でこの件についても話があるのではないかなということで担当としては思っております。

以上です。

- ○浅田委員長 大畑委員。
- ○大畑委員 わかりました。ということは、今回の市道13カ所というのは全て把握したということではなくて、通学路を中心にしてということなんですね。わかりました。
- ○浅田委員長 ほかにありますか。よろしいか。

(「なし」の声あり)

○浅田委員長 それでは、これで59号議案の審査を終わります。

午後 3時32分休憩

午後 4時07分再開

○浅田委員長 それでは、再開をいたします。総務経済分科会を開始します。

第55号議案と第59号議案、これの賛否をとらさせていただきたいと思います。

まず、55号議案の平成30年度宍粟市一般会計補正予算(第9号)の専決処分(専 決第8号)の関係部分について、皆さん、自由討議とか意見ありますか。

(「なし」の声あり)

○浅田委員長 それでは、採決をとります。賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○浅田委員長 全員ね。特に意見はありませんね。

それでは続いて、第59号議案、令和元年度宍粟市一般会計補正予算(第1号)の 関係部分について、自由討議、討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○浅田委員長 それでは、採決。賛成の委員の挙手をお願いをいたします。

(挙手全員)

○浅田委員長 全員。ありがとうございました。

これで総務経済分科会の採決を終わります。閉会します。

(午後 4時09分 閉会)

宍粟市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

宍粟市議会予算決算常任委員会総務経済分科会 委員長 浅 田 雅 昭